

○食料システム法計画認定制度：安定取引関係確立事業活動計画の認定（応募要件）

項目	No	質問	回答
食料システム法計画認定	1	食料システム法に基づく計画認定制度の安定取引関係確立事業活動計画とはどんな制度ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画認定制度は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（呼称：食料システム法）に基づき、食品等事業者による食品等の持続的な供給に資する取組の促進を目的とした制度です。 ・食品等の持続的な供給に資する取組について、農林水産大臣の認定及び金融・税制措置等の総合的な支援・特例措置を受けることができます。 ・安定取引関係確立事業活動計画は計画認定制度のうち、農林漁業者との安定的な取引関係の確立に資する取組を認定するものです。 ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の応募には、「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている又は認定を受ける見込みがある必要があります。
食料システム法計画認定	2	産地連携支援緊急対策事業を申請するためには、安定取引関係確立事業活動計画の認定を受ける必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の応募には、食料システム法の「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあることを要件としております。 ・このため、既に「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている事業者は本事業の申請要件を満たしています。既に認定を受けた「安定取引関係確立事業活動計画」の内容が、今回申請する産地連携支援緊急対策事業の内容と直接関連がなくても認定要件を満たします。 ・「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けていない事業者は、令和7年度産地連携支援緊急対策事業の応募にあわせ、安定取引関係確立事業活動計画の申請をしていただく必要があります。
食料システム法計画認定	3	産地連携支援緊急対策事業の応募には、食料システム法の「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあることが要件とされていますが、どのようにすれば認定を受ける見込みがあることと判断されますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の公募期間内に「安定取引関係確立事業活動計画」の申請書案を住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等に提出（仮申請）いただければ、「認定を受ける見込みがあること」と判断させていただきます。 ・最終的に本事業に採択された事業者は、交付決定後、速やかに「安定取引関係確立事業活動計画」の正式な申請書を、申請書案を提出した地方農政局等に提出し、認定を受けていただく必要があります。
食料システム法計画認定	4	本事業に採択された事業者は、交付決定後、速やかに「安定取引関係確立事業活動計画」の正式な申請書を申請書案を提出した地方農政局等に提出する必要がありますが、交付決定後、具体的にいつまでに提出する必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定後の正式申請については、〇日以内に提出しなければならないという期限は設けていませんが、交付決定を踏まえ、必要場合は仮申請の内容から修正を行った上で、出来るだけ速やかに地方農政局等に正式申請を行って下さい。 ・なお、正式申請のうち、認定計画の審査に要する期間は、原則45日が目安となりますが、取組内容等によっては審査にそれ以上の期間を要する場合もありますのでご留意願います。
食料システム法計画認定	5	安定取引関係確立事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「安定取引関係確立事業活動計画」では、食品等事業者による <ol style="list-style-type: none"> ①原材料の国産への切り替え等に伴う地域の農業者との直接取引など、契約による農林漁業者との安定的な取引関係の確立 ②契約先農業者への収穫機械や選別機の貸与など、農林漁業者に対する人的・物的支援 ③取引先の農業者の施設設備に必要な資金など、地域の農林漁業者への出資 ④食品等事業者自らの農林漁業への参入 等の取組が対象となります。 ・今回の令和7年度産地連携支援緊急対策事業は食品製造事業者等による産地との連携強化による国産原材料の安定調達や、付加価値の向上を図る取組を支援するものであり、「安定取引関係確立事業活動計画」の目的と合致することから、本事業の応募には同計画の認定又は認定が見込まれる必要があります。
食料システム法計画認定	6	「安定取引関係確立事業活動計画」を申請する場合、どのような計画の内容を申請する必要がありますか。また申請書類はどれですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「安定取引関係確立事業活動計画」の認定申請を行う場合には、本HPに掲載している認定申請書（別記様式第1号、別記様式第2号）に必要事項を記載し提出していただく必要があります。 ・まず、令和7年度産地連携支援緊急対策事業の公募期間内に、「安定取引関係確立事業活動計画」の申請書案を住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等に提出（仮申請）いただき、本事業に採択された場合には、交付決定後、速やかに安定取引関係確立事業活動計画の正式な申請書を、申請書案を提出した地方農政局等に提出し、認定を受けていただく必要があります。 ・記載事項としては、申請者の概要、申請する事業活動の種類、内容、目標、目標の達成状況を確認するための目標値、実施期間、必要な資金の額と調達方法、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度、などとなります。 ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の申請内容に基づき、「安定取引関係確立事業活動計画」の申請書を作成する場合は、本HPにある「産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動計画申請書の記載方法」を参照してください。 ・公庫の長期・低利融資など、「安定取引関係確立事業活動計画」の特例を活用する場合には、それぞれの特例の申請に必要な別添資料を作成・添付する必要があります。また、それぞれの特例ごとに定める要件を満たす必要があります。このため、特例の活用を希望する場合は、農水省の計画認定制度のHP（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html）を事前に確認していただき、住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。
食料システム法計画認定	7	申請する「安定取引関係確立事業活動計画」の内容は、産地連携支援緊急対策事業の申請書に記載の内容と同様の内容で良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する「安定取引関係確立事業活動計画」の内容は、令和7年度産地連携支援緊急対策事業の申請書に記載の内容と同様の内容（産地連携支援緊急対策事業の申請内容を、安定取引関係確立事業活動計画の申請書に転記する形）で問題ありません。 ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の申請内容に基づき、「安定取引関係確立事業活動計画」の申請書を作成する場合は本HPにある「産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動計画申請書の記載方法」を参照してください。
食料システム法計画認定	8	安定取引関係確立事業活動計画の申請書の記載例はありますか。記載内容に不明点がある場合、どこに問い合わせれば良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の申請内容に基づき、「安定取引関係確立事業活動計画」の申請書を作成する場合は本事業サイトにある「産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動計画申請書の記載方法」を参照してください。 ・記載方法に不明点がある場合は、まずは本補助金事務局の問い合わせ窓口にお問合せ願います。 ・なお、「安定取引関係確立事業活動計画」の特例を活用する場合は、それぞれの特例の申請に必要な別添資料を作成・添付する必要があります。また、それぞれの特例ごとに定める要件を満たす必要があります。このため、特例の活用を希望する場合は、農水省の計画認定制度のHP（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html）を事前に確認していただき、住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。 ・「安定取引関係確立事業活動計画」以外の計画を申請される場合も同様に、農林水産省の計画認定制度のHP（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html）を事前に確認していただき、住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。
食料システム法計画認定	9	産地連携支援緊急対策事業を申請するためには、いつまでに「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受ける必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けていない事業者は、令和7年度産地連携支援緊急対策事業の公募期間内に安定取引関係確立事業活動計画の申請書案を住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等に提出（仮申請）いただく必要があります。 ・その後、本事業に採択された事業者は、交付決定後、速やかに安定取引関係確立事業活動計画の正式な申請書を、申請書案を提出した地方農政局等に提出し、認定を受けていただく必要があります。 ・産地連携支援緊急対策事業に不採択となり、安定取引関係確立事業活動計画の認定を希望しない事業者については、正式な申請を行っていただく必要はございません。一方で、不採択となった場合でも、安定取引関係確立事業活動計画の認定を希望する事業者については、申請内容等の見直しを行った上で、正式な申請を行っていただくことが可能です。

○食料システム法計画認定制度：安定取引関係確立事業活動計画の認定（応募要件）

項目	No	質問	回答
食料システム法 計画認定	10	「安定取引関係確立事業活動計画」の申請先はどこになりますか。	・産地連携支援緊急対策事業に係る食料システム法計画認定申請フロー・申請窓口一覧に記載されている、住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の計画認定制度申請窓口に必要な書類を申請して下さい。 ・原則としてメールにて申請書類一式を提出していただきます。なお、やむを得ない場合には郵送による提出も可能ですので、地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。
食料システム法 計画認定	11	認定された「安定取引関係確立事業活動計画」の内容は公表されますか。	・「安定取引関係確立事業活動計画」が認定された場合、農水省の食料システム法のHPにおいて、計画の概要を公表します。 ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の応募と併せて計画認定の申請を行う場合、あらかじめ当該HPに掲載している「安定取引関係確立事業活動計画の概要の記載留意事項」を参考にHPに掲載する概要の原案を作成願います。 ・当該補助事業の交付決定後に正式な申請を行って頂く際、申請書類一式とともに、当該計画の概要（案）を作成し、添付してください（計画の概要については、地方農政局等との調整を経たうえでHPに掲載されます。）。
食料システム法 計画認定	12	「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けた場合、産地連携支援緊急対策事業の支援措置以外の、同事業活動計画に基づく支援・特例措置を受けることができますか。	・「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受け、必要な要件を満たす場合には、日本政策金融公庫の長期・低利融資等の特例措置を受けることができます。 ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の応募にあわせ「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を申請する際に、公庫の長期・低利融資等の特例の活用を申請することも可能です。 ・一方で、公庫の長期・低利融資等、「安定取引関係確立事業活動計画」の特例の活用を希望する場合には、それぞれの特例の申請に必要な別添資料を作成・添付する必要があり、また、それぞれの特例ごとに定める要件を満たす必要があります。このため、特例の活用を希望する場合は、農水省の計画認定制度のHP（ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html ）の「安定取引関係確立事業活動等の申請手続き」を確認していただき、事前に住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。 ※本事業のサイトに掲載の「産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動計画申請書の記載方法」は上記のような特例の活用を希望せず「安定取引関係確立事業活動計画」の認定のみを希望される方向けの申請書の作成例を記載しておりますので、特例を活用する場合には対応していませんので留意願います。
食料システム法 計画認定	13	安定取引関係確立事業活動計画等の認定手続にはどのくらいの期間を要するのでしょうか。	・計画の承認申請時点からの審査に要する期間は、原則45日が目安となります。ただし、取組内容等によっては審査にそれ以上の期間を要する場合もあるため、認定を急ぎたい場合などは、余裕をもって地方農政局等の申請窓口事前相談をお願いします。 ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の応募と併せて計画認定の申請を行う場合、本事業の採択等の進捗が関係するため、標準日数を超える可能性があることを、御承知ください。 ・また、日本政策金融公庫による長期・低利融資等の特例を希望する場合は、地方農政局等へ必ず事前相談ください。
食料システム法 計画認定	14	「安定取引関係確立事業活動計画」の申請の際に設定する目標値（指標）について、何かルールはありますか。	・目標値（指標）については、申請する「安定取引関係事業活動計画」の内容、実施期間を踏まえ、設定した目標の進捗の把握に適切と考えられる数値を設定してください。 ・令和7年度産地連携支援緊急対策事業の活用を目的に申請をされる方は、当該補助事業の目標値（指標）と同様の数値を設定いただけます。 ・一方で、公庫の長期・低利融資等、「安定取引関係確立事業活動計画」の特例の活用を希望する場合には、それぞれの特例の申請に必要な別添資料を作成・添付する必要があり、また、それぞれの特例ごとに定める要件を満たす必要があります。このため、特例の活用を希望する場合は、農水省の計画認定制度のHP（ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html ）の「安定取引関係確立事業活動等の申請手続き」を確認していただき、事前に住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。
食料システム法 計画認定	15	「安定取引関係確立事業活動計画」の申請の際に設定する事業活動の実施期間に何かルールはありますか。	・実施期間については、申請する事業活動の内容を踏まえ、適切な期間を設定していただく必要がありますが、原則5年以内の期間を設定してください。令和7年度産地連携支援緊急対策事業の活用を目的に申請をされる方は、補助事業の目標期間と同様の期間を設定いただけます。 ・なお、「安定取引関係事業活動計画」の特例措置である、中小企業経営強化税制やカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用を希望する場合は、特例の対象となる機械・装置等に応じて適切な期間を設定していただく必要があるため、農水省の計画認定制度のHP（ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html ）の「安定取引関係確立事業活動等の申請手続き」を確認していただき、事前に住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。
食料システム法 計画認定	16	「安定取引関係確立事業活動計画」の認定審査の基準はありますか。	・申請の「安定取引関係確立事業活動計画」が、以下のいずれにも適合する必要があります。 ①「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針」（基本方針）に照らして適切なること ②確実に実施されることが見込まれること ③農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること ・また、特に申請書の審査にあたっては、以下の内容を確認し、認定の可否を判断します。 ①安定取引関係確立事業活動の内容が、申請者の行う事業や食品産業を取り巻く環境の変化に応じた具体的な課題に対してあり、基本方針に照らして適切なものとなっていること。 ②安定取引関係確立事業活動計画の内容、実施期間、スケジュール、人員、経営状況等が円滑かつ確実に実施できるものとなっていること。 ③安定取引関係確立事業活動計画の目標が、事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当なものとなっていること。 ④安定取引関係確立事業活動計画を実施するために必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であること。 ⑤事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度が確実であると見込まれること。 ⑥必要な書類が全て提出されていること。 ⑦その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められること。
食料システム法 計画認定	17	「安定取引関係確立事業活動計画」と「環境負荷低減事業活動計画」など、複数の事業活動計画をまとめて申請することはできますか。	一括して申請することが可能です。「安定取引関係確立事業活動計画」の申請に併せ、複数の事業活動計画をまとめて申請される場合には、農水省の計画認定制度のHP（ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html ）の「安定取引関係確立事業活動等の申請手続き」を確認していただき、事前に住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。
食料システム法 計画認定	18	「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けた場合、実施状況報告は毎年行うのでしょうか。	・「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けた食品等事業者は、計画実施期間の各事業年度ごとに実施状況について当該各年度の事業終了後3か月以内に報告する必要があります。 ・食料システム法の計画認定制度と令和7年度産地連携支援緊急対策事業は別の制度のため、本事業の実施状況の報告書、計画認定制度の実施状況の報告書をそれぞれ作成する必要がありますにご注意ください。 ・なお、「安定取引関係確立事業活動計画」に基づき、中小企業等経営強化法の特例や産業競争力強化法の特例を活用した場合は、それぞれの特例ごとに定めた期限までに指定の様式に実施状況を報告する必要があります。
食料システム法 計画認定	19	「安定取引関係確立事業活動計画」の認定後に計画の実施状況に関するフォローアップはあるのでしょうか。	実施状況報告の内容を踏まえ、必要に応じて農林水産省より指導や助言を行う場合があります。
食料システム法 計画認定	20	申請時に設定した目標が計画実施期間中に達成できなかった場合、ペナルティや支援措置の取消などはありますか。	・実施期間内に目標が達成できなかったことを理由として、ペナルティや支援措置の取消などはありませんが、実施状況により、支援措置の目的外使用や初めから目標を達成する気がないなど、悪質だと認められる場合は認定の取り消しなどにつながるケースもあります。毎年度、取組の進捗状況を確認しつつ、目標の達成のために取り組んでいただくことが重要です。 ・また、計画実施期間終了後の実施状況報告に実施目標が未達成となった原因を分析し、記載して提出いただく必要があります。

○食料システム法計画認定制度：安定取引関係確立事業活動計画の認定（応募要件）

項目	No	質問	回答
食料システム法 計画認定	21	「安定取引関係確立事業活動計画」を変更する場合、変更手続は必要ですか。軽微な変更の場合も手続は必要ですか。	計画の内容に変更が生じた場合には、法第 7 条の規定に基づき変更手続が必要になります。軽微な変更も含め、計画を変更する可能性が生じてきた段階で、まずは地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。
食料システム法 計画認定	22	「安定取引関係確立事業活動計画」を変更した場合、支援措置は引き続き活用できるのでしょうか。	変更の内容が支援措置に関わる内容であるか否かで異なりますので、地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。